

令和6年度 第1回徳島県奨学金審査委員会 会議録

1 日時

令和6年8月19日(月)14時30分から

2 場所

県庁9階 教育委員室

3 出席者

- (1) 委員 6名出席
- (2) 事務局 生涯学習課長 ほか4名

4 会議次第

- (1) 開会あいさつ
- (2) 自己紹介
- (3) 奨学金貸与制度等について
- (4) 議事
 - 決定事項
 - I. 令和7年度徳島県奨学生の選考基準について
- (5) 閉会あいさつ

5 会議概要

- (1) 開会あいさつ (生涯学習課長)

- (2) 自己紹介
(各委員、事務局自己紹介)

- (3) 奨学金貸与制度等について
<事務局から説明>
 - I. 徳島県奨学金貸与制度の概要
 - II. 徳島県奨学金制度の沿革
 - III. 令和6年度新規貸与状況

<質疑・御意見>

- (委員) 返還金未収金の回収について、多くの御努力をされ、それぞれの色々な形でお返しを頂くことに努力していると思うが、令和4年度から電子収納の開始によりどのようなメリットがあったか。
- (事務局) 電子収納ができるようになったことで、金融機関の窓口が開いている時間に限らず、コンビニであれば24時間、自分の都合良い時間に支払いできる。また、Pay-easyであればインターネットを使って自宅からでも支払いができるところがメリットである。
- (委員) それにより返還は顕著に伸びたのか？
- (事務局) 現年度については、高い収納率になった。電子収納により利便性が上がり、経済状況が悪い中で収納率が上がった。
- (委員) 回収については常々かなり難しい状況であると思うが、成果が見えているのではないかと思う。

IV. 選考基準 (案) 等

(4) 議事

I. 令和7年度徳島県奨学生の選考基準について

<事務局案を詳細説明>

- ・生活保護基準の見直しに伴う奨学金の所得基準額の見直し。
- ・特別控除額は変更なし。

<審議>

- ・事務局案について

(委員) 連帯保証人、保証人について、連帯保証人は両親のどちらかで、保証人はそれ以外の別世帯だと思うが、保証人の収入を加味することはないのか。

(事務局) 保証人については、所得を確認し適正かどうかを判断している。

(委員) それは年収の3分の1を管理するとかの具体的な規定はないか？

(事務局) それはない。

(委員) プラスだったら貸与される可能性が高まるということか？

(事務局) いわゆる所得が十分ある方ということで、審査をしている。

(委員) 基準はないのか？

(事務局) ない。成人で、年齢が65歳未満独立した生計を立てている方ということが条件。

(委員) 条件は分かるが、これがあるのと基準がないのに決定者がこれだったらいけるかなど、感覚で決めているということ。銀行的なことは保証人の年収の3分の1を世帯所得の方にオンをさせて、充足率がどうかを判断するとかの具体的な同意がなければ、保証人を取る意味がない。

(委員) 保証人から債権を回収された割合というのはどれぐらいか？

(事務局) きちんとした数字は出していない。

(委員) 保証人を取る取らないの参考にするのに出さないのか？

(事務局) 一定数はいるが、何人いるとかの数字は出していない。

(委員) 保証人から回収できる確率は非常に少ないのであれば、いらぬのではないのか。逆に保証人から取れるのはこれぐらいしかないので、保証人からは取らない方向でいくのもいいかなと思う。具体的な資料を持っていく方向にいかれた方がいいと思う。

(事務局) 保証人からの徴収が今のところゼロではないので、その数を持ち合わせてはいないが、制度の安定的な運営というところでは、現時点ではこの制度の方は継続させていただく。昨年度も説明させていただいたが、連絡手段の1つとして確保する意味もある。

(委員) そう決めて持って行くための、参考資料として積み上げていった方が説得力があると思う。

(事務局) 他県の動向を見ながら検討をしたい。

(委員) 去年も言ったが、世の中の流れは保証人を取るなという方向性に行っているので、そちらの方向に行けるように、借りたものを返してもらわないといけませんが、それをやった方がいいのではないか。

(委員) 辞退理由で、保証人を取れないがために借りられなかったという方が2番目に多く、本来受けられたい方が受けられていない理由になっているのであれば、今後他県の状況を見ながら検討をされるのがいいのか。

(事務局) たちまちのところは他の制度があるので、そちらを案内し、最終的には各家庭が1番望むところを申請されると思うので、全国的なところも見ながら考えていきたい。

(委員) 去年の事務局の説明の中で、本人と連帯保証人が破産した場合には、保証人に残りの2分の1を請求している。その他、本人や連帯保証人に督促をして返事がない場合、連絡が取れなくなった場合には保証人は、連絡の一助ではある。全体の流れとして保証人がない方が申請がしやすいけれども、返還のところは

難しいところがあると思うのだが、この審査委員会は毎年あるので、こうした意見を毎年積み上げ、しっかりと他県を調べてデータをもっといただき、説明を詳しくしていただきたい。

(委員) 経済的に厳しい状況が保護者の中にもあり、一方で返済がなかなかされない事例を考えると、学校現場としてはできるだけ借りやすい状況を作っていたきたいが、持続可能な状況であるように願う。

(委員) 個人の保証人をとらないところもあるということで、その場合は個人の保証人を全くとらず、それ以外にプラス何かを付加するというのもなく連帯保証人1名でいくということか？

(事務局) 日本学生支援機構の大学生に対応している奨学金制度は、機関保証との選択でどちらか選んでいく。

(委員) 機関保証を付けるので保証料が乗ってくるのか？そういうのを選択している自治体はあるのか？

(事務局) スケールメリットがないとなかなか運用ができないのが実態だと思う。他県からは日本学生支援機構のような形で機関保証をできないかを国に要望をしたり、学生支援機構と一体化して機関保証を利用できないかの要望をしたりしているが、なかなか実現ができていない。単独では機関保証は難しく、やったとしても月額1万8千円の内1万円近くも保証料を取られる話になると、何をしているか分からない話になる。なかなか機関保証まではできていないのが各県の実態だろうと思う。

(委員) 機関保証を付ける選択肢はあまりなくて、今話に出ている個人保証人を付け続けるのか、外してしまうのかの論争だと、形式的なものになるのかもしれない。

(委員) 今回の所得基準の見直しは、生活基準の見直しに伴うものでいいか？

(事務局) そうです。

(委員) 8ページの囲みに書いてある令和5年10月の基準の見直しにより、加算を行ってもなお現行の基準額から減額となる世帯について、現行基準額の保証を実施の意味は。

(事務局) 生活扶助の基準どおりに改訂したところ、1人世帯のところだけ基準額が下がり改悪になってしまうので前回の基準額のままで残した。

(委員) 1人世帯というのは当事者のみの世帯ということか？当事者のみということとは、中学生でこれから高校生になる養護施設とかで生活をしている子であれば所得はないですね。

(事務局) 実際、高校生が1人で生活しているケースというのは、この5年間ではないが、申請が上がってくる可能性は排除できない。定時制で4年生になると成人しているので、働きながらであれば1人世帯というのも考えられなくもない。生徒本人が県内でいるのであれば、要件を満たすので、対象になる。

(委員) そういう方には給付型の制度があればそちらを案内するのでしょうか。

(委員) 給付型の充実した給付金ができたらと常々思っている。返すところがものすごい負担感がある。現場で進路指導をする際に、安易に奨学金の形を受ける生徒については、「返さなくてはいけないものだからそのことをきちんと考えて入りなさい。」と、指導をしていた。大学を出ても、返すだけの給料をいただける職に就けるかどうかは、昨今厳しい状況であり、そういった中でどうやって子ども達を支援したらいいのか、不安を持たずに将来に送り出してあげたらいいのかを常々考えていた。中学生の親も一緒に、制度については本当に難しい部分があるかと思うが、保証人のことや、手続の面から最後の返すところの保証をしていただく基準を、今後どんどん考えていただけたらと思う。

<決定>

令和7年度徳島県奨学生の選考基準については、事務局案のとおり決定。

議事終了

(5) 閉会あいさつ (生涯学習課長)